

第2回「中海会議」 配付資料一覧**【議事(1)関係】**

- ・ これまでの検討状況等について P 1
- ・ 設置要綱改正（案）について P 27

【議事(2)関係】

- ア 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備について P 29
（中海湖岸堤整備に係る調整会議）
- イ 中海の水質及び流動について P 41
（中海の水質及び流動会議）
- ウ 中海沿岸農地の排水不良について P 68
（中海沿岸農地排水不良ワーキンググループ）
- エ 中海の利活用について P 73
（中海の利活用に関するワーキンググループ）

【議事(3)関係】

- ア サルボウ資源復活等の取り組みについて P 83
- イ 中海市長会での取り組みについて P 93

～ メモ ～

第1回中海会議(H22.4.22)での議事、主な意見と対応状況

1.会議での主な議事

- 1) 中海会議設置要綱 ……事務局案で承認
- 2) 部会、ワーキング・グループの設置について ……所掌事務に対応した2部会、2ワーキング・グループを設置することを承認
- 3) 今後の開催について ……年1回以上、開催することを確認(具体的な時期等は幹事会等で調整)

2.会議での主な意見と対応状況

項目	意見等	対応状況等
内水対策について	・「内水対策」を中海会議の所掌事務に追加してほしい。	・内水対策についても、設置要綱、第2条の所掌事務の(1)堤防、湖岸等の整備に関する含まれているとの共通認識。 ・具体には、「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」で協議・検討。
水質について	・モニタリングだけではなく、「水質改善」についても議論していくべき。 ・農政局も部会に参加してほしい。	・「中海の水質及び流動会議」の設置要綱の所掌事務として、「水質改善策の評価・検討」を記載。 ・「農政局」についても、役割を明確にした上で、「中海の水質及び流動会議」の構成員として参加。 ・具体には、「中海の水質及び流動会議」で協議・検討。
ワイズユースについて	・国県市が一緒になってアイデアを出していくことはいいこと。 ・圏域として具体的なプロジェクトを。 ・民間にも入ってもらうこともよい。	・「中海の利活用に関するワーキング・グループ」において具体的に協議・検討。
その他	・サルボウなどの水産振興も取り上げていただきたい。	・幹事会、「中海の水質及び流動会議」、「中海の利活用に関するワーキング・グループ」の中で、意見交換。

(※具体的な協議・検討内容等は、各部会、ワーキング・グループから報告)

中海会議全体組織図 (H23.8時点)

中海会議

「中海及び沿岸域の水に関する諸問題」について協議検討

構成メンバー

国局長(国交省、農水省)、
両県知事、沿岸市長
《オブザーバー》 環境省、防衛省

第1回 H22.4.22

《会議運営》

- 議長：両県知事が共同議長を務める。
- 事務局：両県及び国交省に置き、開催県が主務を掌る。
- 幹事会：会議の事前調整等。
- 検討部会：必要に応じて設置。
○年1回以上開催。

幹事会(国部長、両県関係部局長、
沿岸副市長)

第1回 H22.9.2
第2回 H23.3.23
第3回 H23.7.27

部会、ワーキング・グループ

(1) 中海湖岸堤等整備
に関する調整会議(部
会)

・H22.9.2 設置

(2) 中海の水質及び
流動会議(部会)

・H22.9.16 設置

(3) 中海沿岸農地排水
不良ワーキンググループ

・H22.10.6 設置
(島根県関係の参加なし)

(4) 中海の利活用に関
するワーキンググループ

・H22.9.2 設置

中海会議設置要綱

(目的)

第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- (2) 中海の水質及び流動などに関すること
- (3) 中海沿岸農地の排水不良に関すること
- (4) 中海の利活用に関すること
- (5) その他

(構成)

第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

(会議)

第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。

- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるものとする。
- 4 会議の議題提出は、議長の他に、会議の構成員も行うことができるものとする。
- 5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

(幹事会)

第5条 会議には、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。
- 3 幹事会には幹事長を置き、次回開催県の企画部長又は政策企画局長が務める。
- 4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。
- 5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるものとする。

(部会の設置)

第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるものとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

(事務局)

第7条 協議会には事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県企画部、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

別表（第3条関係）

（構成員）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長
東出雲町	町長

（オブザーバー）

団 体 名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）

（幹事）

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長
鳥取県	企画部長 生活環境部長 農林水産部長 県土整備部長 西部総合事務所長
島根県	政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
境港管理組合	港湾管理委員会事務局長
米子市	副市長
境港市	副市長
松江市	副市長
安来市	副市長
東出雲町	副町長

「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」設置要綱

(目的)

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海および境水道の堤防、護岸等（以下「中海湖岸堤等」という）の整備の円滑化等を図るため、相互の連絡調整等を行う部会として「中海湖岸堤等整備に係る調整会議」（以下、「調整会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 調整会議における調整結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

(所掌事務)

第3条 調整会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 河川管理者が斐伊川水系河川整備計画に基づき実施する中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- (2) 河川管理者以外が行う中海湖岸堤等の整備及び管理の状況の確認。
- (3) 中海湖岸堤等の円滑な整備に必要な関係行政機関の調整。
- (4) その他必要な事項

(構成)

第4条 調整会議の構成員、オブザーバーは、別表のとおりとする。

(会長)

第5条 調整会議に会長を1名置く。

- 2 会長は調整会議を統括するものとし、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長をもってこれに充てる。

(会議)

第6条 調整会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 調整会議において必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第7条 調整会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に必要な事項は、調整会議において定める。

附則

この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

別表(第4条関係)

1 構成員

国等の機関			
国土交通省		中国地方整備局出雲河川事務所長	
防衛省		航空自衛隊第3輸送航空隊装備部施設班長	
境港管理組合		港湾管理委員会事務局(技)次長	
鳥取県の行政機関		島根県の行政機関	
鳥取県	農林水産部農地・水保全課長 県土整備部河川課長 県土整備部空港港湾課長 西部総合事務所県土整備局長	島根県	農林水産部農村整備課長 農林水産部漁港漁場整備課長 土木部道路維持課長 土木部河川課長 土木部斐伊川神戸川対策課長 土木部港湾空港課長 松江県土整備事務所長
米子市	経済部長 建設部長	松江市	政策部長 産業経済部長
境港市	産業環境部長 建設部長	安来市	総務部長 基盤整備部長

2 オブザーバー

気象庁 松江地方气象台
海上保安庁

「中海の水質及び流動会議」設置要綱

(目的)

第1条 中海会議設置要綱第6条に基づき、中海の水質及び流動などの調査・分析を行うとともに、水質改善策の評価・検討を行う部会として「中海の水質及び流動会議」（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議における調査・分析結果並びに水質改善策の評価・検討結果は、中海会議の幹事会に諮り、中海会議に対して報告する。

(所掌事務)

第3条 会議は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1)水質及び流動などの調査・分析
- (2)水質改善策の評価・検討
- (3)その他必要な事項

(構成)

第4条 会議の構成員は別表のとおりとする。

- 2 会議は、中海会議の開催県の環境担当課長が主宰する。
- 3 会議においては、学識経験者等に意見を聞くことができる。

(事務局)

第5条 会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県生活環境部水・大気環境課、島根県環境生活部環境政策課及び国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所に置き、会議の開催県の事務局が主務を掌る。

(その他)

第6条 この要綱に定める者のほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附則

この要綱は、平成22年9月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

別表（第4条関係）

構成員

団体名	職名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所長
環境省中国四国地方環境事務所	環境対策課長
農林水産省中国四国農政局	農地整備課長
鳥取県	生活環境部 環境立県推進課長 水・大気環境課長 企画部企画課長 農林水産部 農地・水保全課長 県土整備部 河川課長 衛生環境研究所長 西部総合事務所 生活環境局長
島根県	環境生活部 環境政策課長 政策企画局 政策企画監 農林水産部 農村整備課長 土木部 河川課長 下水道推進課長 保健環境科学研究所長
米子市	環境政策局長
境港市	産業環境部長
松江市	環境保全部長
安来市	市民生活部長

「中海沿岸農地排水不良ワーキング・グループ」設置要綱

(目的)

第1条 中海会議設置要綱第1条の目的を達成するために、中海沿岸の農地における排水不良を協議検討する「中海沿岸農地排水不良ワーキング・グループ」(以下「ワーキング・グループ」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議における検討結果は、中海会議の幹事に諮り、中海会議に対して報告する。

(所掌事務)

第3条 ワーキング・グループは、次の各号について協議検討する。

- (1) 中海沿岸(彦名・崎津)の農地排水不良対策検討
- (2) その他必要な事項

(構成)

第4条 ワーキング・グループの構成員は、別表のとおりとする。

(事務局)

第5条 ワーキング・グループに事務局を置く。

- 2 事務局は、米子市経済部農林課とする。
- 3 ワーキング・グループは事務局が必要に応じて招集し、ワーキング・グループの進行は、事務局が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、ワーキング・グループにおいて定める。

附則

この要綱は、平成22年10月6日から施行する。

別表(第4条関係)

1 構成員

団 体 名	部 課 名
米子市	企画部企画課 経済部農林課
国土交通省(中国地方整備局)	出雲河川事務所
農林水産省(中国四国農政局)	整備部農地整備課
鳥取県	企画部企画課 農林水産部農地・水保全課 西部総合事務所県民局 〃 農林局

中海の利活用に関するワーキンググループ設置要綱

(趣旨)

第1条 中海会議設置要綱第2条の規定に基づき、中海の利活用について協議検討する「中海の利活用に関するワーキンググループ」(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(組織)

第2条 ワーキンググループにおける検討結果は、中海会議の幹事会に報告する。

(検討事項)

第3条 ワーキンググループにおいては、次の事項について協議する。

- (1) 中海の賢明な利活用策(ワイズユース)の検討
- (2) その他必要な事項

(構成)

第4条 ワーキンググループの構成は、別表のとおりとする。

2 ワーキンググループは、必要に応じて別表に掲げる者以外の関係者の意見を聞くことができる。

(事務局及び運営)

第5条 ワーキンググループに事務局を置く。

- 2 事務局は、鳥取県企画部企画課及び島根県政策企画局政策企画監室に置く。
- 3 ワーキンググループは、事務局が必要に応じて招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定める者のほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

附則 この要綱は、平成22年9月2日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

別表

団体名	部課名
国土交通省中国地方整備局	出雲河川事務所
環境省中国四国環境事務所	米子自然環境事務所
松江市	政策部政策企画課
安来市	基盤整備部国・県事業推進室
米子市	企画部企画課
境港市	総務部地域振興課
鳥取県	企画部企画課 生活環境部水・大気環境課 西部総合事務所県民局 〃 生活環境局 〃 県土整備局
島根県	政策企画局政策企画監室 環境生活部環境政策課 〃 自然環境課 土木部高速道路推進課

第1回「中海会議」【概要】

日 時：平成22年4月22日（木）
13：50～16：40
場 所：米子コンベンションセンター
2階 国際会議室

【議事】（中海会議設置要綱案）

○近藤安来市長

安来市としてもこれまで諸問題について国交省、島根県に要望してきた、特に高潮、内水について。家屋への浸水、農地の冠水等の被害が発生しており、県ともいろいろ協議している。この会議でもぜひ「中海沿岸の内水対策に関すること」を協議検討内容に加えてほしい。安来市のみならず、ほとんどの市町が高潮、あるいは内水対策の課題を持っている。

○鞆嶋東出雲町長

東出雲町も同様で、意宇川下流の護岸の高潮問題等、安来市と同じ問題があるのでよろしくお願ひしたい。

○野坂米子市長

平成21年1月の中海護岸等整備促進協議会鳥取県部会の際に内水対策についても国として積極的に対応していく旨伺っている。（1）の護岸等の整備に関する事の中に含まれてくると理解。

○野坂米子市長

大橋川の改修事業については、松江市、斐伊川水系の住民の方の気持ちを勘案し、水質問題、農地排水不良等に関する問題等、未解決の問題もあったがあえて同意。この会議の開催には大変感謝。

○松浦松江市長

（2）の水質の話で、何となくこのニュアンスから言うと、ウォッチングをする、モニタリングをして状況を監視する役割のように感じるが、せっかく中海会議を設置したのだから、むしろ水質の改善ということに部会なりを設けてぜひ積極的に対策を講じるための組織にしてほしい。予算の話も出てくるかもしれないが、それはまた別途負担金なりで対応することとして、今まで「水質改善対策協議会」というのがあったが、その「改善」は消さないで「水質改善」を前向きにとらえる組織に。

○野坂米子市長

設置要綱の条項の中では「水質及び流動などに関する事」となっているが、当然「改善」も入ってくるだろう。我々も当然だが、松江市長さんと同様、改善も取り扱っていただかなければいけない。

○平井鳥取県知事

私も全く同感。先般12月19日に協定締結した際も、これから未来に向けて水質改善をしていくという目標を持つと話しているところ。単なるモニタリングで終わることのないようにすべき。お金の問題などは、それこそ国も県も市町村も集まった場で効率的にきちんとした議論をして、お互いの役割分担を明確にすればよい。

○平井鳥取県知事

勝山局長の中国四国農政局も、ぜひ水質などの問題について、もちろん後背の農業の問題もあるし、今まで干拓事業や淡水化事業でお世話になり、またそれに関連した農林水産事業もあるので、部会にご参加を。

【報告・協議】（中海及び境水道の堤防、護岸等の整備）

○平井鳥取県知事

確認だが、要は大橋川の拡幅が行われて、流量が増す前に下流域の方の湖岸堤の整備が済んで、安全が保たれるという計画になっているという理解でよいか。

○吉田中国地方整備局河川部長

狭窄部の拡幅、それから堤防整備、それと並行する形で中海・境水道の整備を進めていくということで、やはり一番過去に被害の出ている、中海の高潮被害が出ている箇所については、下流

部の拡幅工事を行う前にそこは少なくとも完了させるという今現在の工程を考えている。

【報告・協議】（中海の水質及び流動）

○野坂米子市長

第5期の中海に係る湖沼水質保全計画は、米子市も協力していく。と同時に、今回この中海会議を設置する前のやりとりで、中海の水質や流動に係る測定箇所を必要に応じて追加するということ、また、両県知事の合意の文章では「中海全域の水質に継続的な変化が確認されるなど、新たな水質改善策を講じる必要が生じた」と判断される場合は、大海崎堤の開削も含め幅広く適切な対策を協議検討していく」ということであり、今後ともよろしく願いたい。

○松浦松江市長

水質改善では、宍道湖の場合も国、県、市町でも同じようなことをやっており、できればそれらを1つにしたような組織で有効に対策が打てるようなことを。水質改善は、これが原因だとすぐには返ってこない非常に難しいものだが、国、県、市のそれぞれの英知を結集していく必要がある。中海の場合、この中海会議でぜひ総合的な対策を打ってほしい。それぞれの役割分担はあるが、まず全体として総合的、統一的な対策を打ち出していく形で。

○平井鳥取県知事

大海崎堤の開削なども、これからのモニタリングの状況によっては検討をということであるが、これは12月19日の溝口知事との合意もあるので、基本方針に基づいてやっていくという方向性で議論をしていきたい。

松江市長からの意見に同感。改善に向けて一定の方向性を国、県、市町村の枠を乗り越えて取り組んでいくという、他地域にはない分権型のやり方を今やろうとしていると考えている。

○溝口島根県知事

国、県、市、一緒になって水質の対策を考えていく。早く部会を立ち上げて、具体的に水質の状況の把握をどうしていくか、3者でどう協力していくか、それでどういう対策が必要なのかをこれからやっていただく。

○平井鳥取県知事

メンバーについて、この農地の排水問題とか、これまでの堤防の問題も含めた淡水化や干拓の事業もあるので、勝山局長（農政局）のところにも議論に加わっていただきたい。もともと堤防が設置されていることも、水質に影響している可能性も今後ある。そこはこれからモニタリングをしながらやっていかなければいけないが、農政関係の方も議論の場に加わっていただければという趣旨。それぞれの事業には当然、制限もあるという前提で。

○勝山中国四国農政局長

農水省が持っている対策事業や、位置づけや役割、河川管理者である国交省とはまた役割も違うだろうが、そこは打ち合わせしながら検討させていただく。

○平山中国地方整備局出雲河川事務所長

測定点の追加については、森山堤の開削を受け「森山橋地点」でその開削部を測定できる体制をとっている。まだ開削後1年たっていないが、流向流速等の状況を見ながら、河川管理者の立場として必要があれば今後観測地点の追加も検討していきたい。現時点は状況を見ているところ。

【報告・協議】（中海沿岸農地の排水不良）

○野坂米子市長

農地排水不良の問題については大変重要な問題だと認識。地元住民の間では、その原因は干拓堤防の影響により地下水位が上昇し、排水不良の被害が多くなったなどの意見が根強い。対策の一つとしては、圃場の地盤を客土によるかさ上げが一番よいかと考えている。県から一つの方法として地元へ提案いただいた工事残土などを利用した土地改良事業について、地元関係者は、排水不良対策のモデル圃場として受入れに向けて具体的に動いていると承知。ただ、今後の工事残土の有無等の情報が必要なので、よろしく願いたい。

○鹿田鳥取県農林水産部長

昨年地元の方で33数戸の農家が新たに土地改良事業に取り組みたいという話があったもの。残土利用というのは有効な手段で他に好事例もあるが、残土がいつごろ出るかは時期未定で

あり連携して向かう必要あり。排水不良地は100ヘクタールぐらいの規模。モデル地区は約3.3ヘクタール。これを県の方の単独事業と米子市との負担で、少しでも農家の負担を減らしていく方向で検討中。

○福田中国地方整備局長

湖岸堤の事業によってどういう残土が出てくるのかは、これから具体的に個別の調整をするので、その結果出てくる残土の情報提供についてはやぶさかでない。そのほか関係する事業で、コストの問題もあるだろうが、流用できるものの有無をそういう視点で情報整理していきたい。

【報告・協議】（中海の利活用）

○溝口島根県知事

県ができるもの、やらなければいけないもの、或いは地元でやった方がいいもの、いろいろ案づくり、アイデア出しを一緒に考えるのは良い。その過程で民間の意見を聞き、また参加もあり得る。観光面は山陰文化観光圏が具体的に進捗中。観光以外の面でもワイズユースという広い分野でいろんな協力が具体的に進むように。

○平井鳥取県知事

国、県、市町の境なく一緒に中海をきれいにしていく行動を起こすべき。その意味で、圏域をまたぐ人たちに共通の言葉、モットーなどを形成するのも一つのアイデア。循環型の利用が可能な海藻の農業関係への利用や、サイクリングロード、船を浮かべて、今、地元の人たちが安来と米子の間を往来したり、松江と境港の間に船を通すということをやっているが、そうした観光利用も含めたワイズユースを圏域として進めていく具体的プロジェクトとして考えるのも良い。

○松浦松江市長

例えば私たちが小さいころからなれ親しんだ食べ物、アカガイなどの水産物を一つの共通目標にして、水産振興を共通の課題・目標として掲げていただくとありがたい。アカガイなどは県境は全く関係ないし、しかもここに住んでいる人たちは、昔から同じこの地域の食べ物ということでなれ親しんでいる。それはアカガイに限らず中海七珍、十珍などでもいい。

○田中航空自衛隊美保基地司令

航空自衛隊は美保基地ということで中海に面している。（野鳥が航空機とぶつかって民航機あたりが欠航することも年何回、また航空燃料を大量に持っているので、災害発生時の中海への流入防止など、対策をとっている。）この会議で得た情報をもとに、しっかりやっていきたい。

○徳丸中国四国地方環境事務所長

水質モニタリングや改善については、私どもも参画をしており、しっかり意見・助言を、場合によっては支援をさせていただくことを検討したい。ワイズユースの事業、生物多様性の課題に対しても、COP10、第10回締約国会議でも一つの流れであった「民間企業の参画」について、鳥取、島根の地元企業の参画を検討されてはどうか。

【まとめ】

○平井鳥取県知事

水産の振興を両県もぜひやろうということはかねて合意。例えばアカガイないしサルボウの漁場再生のプロジェクトは緒についたばかり。確実に生息の可能性は強まっていると思われるが、生物多様性が中海で取り戻せるようにやっていきたい。水産の方で別途持っている協議の場とも連携して、目標設定してやっていけばよい。

今後の進め方については、例えば年に1回の開催は始まる前の合意だが、具体的に次回をどうするかということは、例えば予算編成がなされる過程でぜひ開くべきだとか、あるいは事情が大きく変わるようなデータが出てきたとか、状況を見ながら臨機応変に、幹事会にも諮りながら決めていく。

今日のご意見で共通していたのは、新しい協議の場ができたことへの歓迎の言葉。今までは、それぞれ市町村なりで悩みながら内水対策をやったり、水質改善も、それぞれが場当たりのとは申しませんが、それぞれの考え方でやるわけであり、コーディネートが十分できていなかった。ただ、大橋川の事業が進むなど事態が動き始めており、ぜひこの中海会議を活用してきれいな中海にしていこうという決意がいただけたと思っている。

中海会議 第1回幹事会【概要】

日 時 平成22年9月6日(月)
14:00～16:00
場 所 国際ファミリープラザ
2階 ファミリーホール

議 事

【議 事】(部会及びワーキンググループの設置状況等の概要について) 説明：鳥取県企画部長

資料により説明

<鳥取県企画部長>

これらについて、ご意見特になければこの設置要綱をもって幹事会ご了承いただいたということにさせていただきます。

【議 事】(中海湖岸堤等制に係る調整会議(湖岸堤部会)の検討状況) 説明：出雲河川事務所計画課長

資料により説明

<鳥取県企画部長>

内水対策については、中海の各それぞれの機関で色々な問題意識とかを出し合っていて、これからそういったことをどう整理していくか、今後検討していくというイメージか。

<出雲河川事務所溝山副所長>

まずは内水対策の現状をそれぞれの機関で報告しあって、今後部会の中で問題を整理して、役割分担していきたい、そういう場所にしていきたい。

<鳥取県県土整備部長>

対策を進めていく上で、境港市などの関係者、中海の護岸管理者など、関係者が非常に多い。関係者間の調整とかスケジュールを、今度調整会議の中でもしっかりと取り組んでいけるように議論をお願いしたい。

<鳥取県生活環境部長>

護岸整備の際、堤防をつくる時の、堤防の構築物の形状等が水質環境に影響する可能性があるのではないかと。水質流動会議の方でも、国土交通省でやられている浅場造成事業など、議論する中ででてくると思うが、できれば護岸整備の設計を進められる段階で、水質の面からも、水質流動会議との連携ができればいいのではないかと思うがいかがか。

<出雲河川事務所副所長>

湖岸堤の目的はそもそも外水対策で、たいていの箇所は陸地で整備する箇所が多く、ただ一部、空港南の話については水域流と関係している。一方、我々としては浅場造成というかたちで実施。生態系や水質に影響しないよう配慮して、水の中をできるだけうめないよう「自然な浅場」に留意。ただ、湖岸堤部会は利活用などいろんな問題にも絡むと思うので、部会の議論は幹事会と情報共有するような形にしたい。

<鳥取県企画部長>

そういう意味では、水質や利活用との絡みもあろうし、農地の排水不良対策などもまさに護岸をどうするかといったことにも関連するだろうから、幹事会の場でも情報共有が必要だしそれ以外でも連携を。湖岸堤の関係はこれからまさに短期中期あって、確実に整備を進めていかなければならないところ。来年度の予算関係で状況なりご紹介できるものがあれば。

<出雲河川事務所長>

現時点で来年度の予算の状況は、まだわからない。我々としては環境整備の必要性をあげているがまだそういう情報はきていない。状況がわかれば早くお話しし、円滑に進むようにしたい。

<松江市副市長>

「排水ポンプ車の出動」について、配置、役割、分担等、ポンプ車の関係で、できればポンプ車の必要数、ポンプ車の対応を進めていくことを護岸の部会でもつめていただきたい。

<鳥根県土木部長>

鳥根県では今年度三刀屋に1台配置。今回の台風では安来のところで国土交通省に迅速に対応をいただいた。鳥根県はまだ1台設けたばかり。今後検討をいただければと思う。

＜鳥取県県土整備部長＞

流域沿岸一帯のどういう箇所でも内水被害浸水被害が起こりうるのか、その中でソフト対策的な意味でのポンプ対応、各自治体のポンプの整備状況など情報交換しながら危機管理体制を整備する検討を。

＜米子市副市長＞

内水対策について先般8月の台風4号での影響について。祇園町近くの区域には8機の樋門がある。地形的には低位ということで被害が恒常的に発生している地域。ポンプ施設を作動が、台風4号による中海の水位の上昇と降雨により、1件、床下浸水が発生。鳥取県に依頼してポンプ車で内水対策を行ったが、ポンプ作動を止めると水位は再上昇。今後、取組みに対する反省点、降雨の流出流量の分散化、ポンプ能力、樋門の水密性の向上を図るべきではないかと思う。加えて情報の共有化を。

＜鳥取県企画部長＞

これから着実に進めていくという中で、湖岸堤部会では、災害時の対応についてもポンプ車など具体的に議論をいただきたい。

【議事】(中海の水質及び流動会議について) 説明：鳥取県水・大気環境課長

資料により説明

＜鳥取県企画部長＞

水質については一時的にすぐ解決するものではなく難しい分野ではあるが、市民からすると一番中海の問題としてまさに目に見える分野。是非前向きな議論を進めていただきたい。水質とか流動の状況とか専門部会の方で数値的なチェックをといわれるが、それは今ある枠組の専門委員会の方にそうした数値をチェックしていただいてまた何か動きがあれば反映させるということか。

＜鳥取県水・大気環境課長＞

そのとおり。

＜中国地方整備局河川部長＞

この要綱を見ると、水質のところだけ「評価検討」となっている。他の要綱では、例えば護岸なら「確認」という言い方、利活用なら「利活用策の検討」しますといった書き方がされているが、ここだけ「評価検討」とある。当然、やったものは分析することによって評価はされるのだらうけども、あまり要綱の方で目的のように「評価検討」と書いてしまうとちょっときついのではないかと。対策の検討をやるということで、4つ横並びにした方が、後々それぞれ説明する上においてもよいのではないかと思う。他の要綱と比してもこれだけ妙に厳しく感じるのも、少しその辺考えていただいた方が、先ほど「要綱をこれで」といわれたが、あまりそこだけ書きぶりが違うと気になった。

＜鳥取県生活環境部長＞

河川部長おっしゃるように、何をもって評価、分析、検討か、というのはよくわかるが、やはり水質を掌る会議の役割としては、これは大きな重点を置くべき箇所ではないか。水質のモニタリングの結果は、波を打つ部分があるものだから、それを長期的にどういうふうに見るのかというのが非常に物事を検討する上で大きい。「評価」ととってしまうのはやはり抵抗がある。

＜中国地方整備局河川部長＞

もし本当に評価して外に出すということであれば、一年一年のデータではたぶんわからない、今おっしゃったように長期的に何年かやることによって、水質がある程度改善されたかどうかということがでてくる、要はデータの取り方。専門家に入って貰っててもらわないとわからないと思う。今、行政レベルでやる中で、本当にそこまで？ 私は評価するなといっているのではなくて、データ上でどうなっています、と必ず確認しなければならないし、長期的なそういう経過も見て、その場合、このやり方がいいのかわるいのか、水質の改善策というのは色んな方法がどんどん出てきている中で、ひとつでこれが正しい正しくないというのは非常にやりにくいのではないかと、逆に書くことによって難しくなるのではないかと、というような気がする。他の要綱と比べても、もちろん検討していかなければいけないが、ちょっと誤解を生むじゃないかと非常に心配をしている。

＜米子市副市長＞

表現の問題はある。ニュアンス的に厳しいのではないかということだがやはりこの中で水質流動に関しては「水質改善」という中でモニタリングをやっていくということであるので、「評価検討」という表現はあるべき。必ずしも一つの方法で短絡的に決めていくべきではないし、弾力的にやっていくべき。

水質流動の会議については、昨年末の両県知事の合意が根底にあることを考えると、この目的、所掌事務の中で粛々と対応していくべきと思う。

＜出雲河川事務所長＞

評価と言っても捉え方が非常に多くて、この水質改善策について要は効果があったかなかったかということ判断するのは色々な原因があって難しい、ただ、各機関がデータを持ち寄って、いま中海がどういう状況にあるか、その状況の判断がそんなにはずれてない、というような評価であれば、それはある程度いいのかと。そういう意味で、具体的に評価ということの中身をどうするかについては部会の方でも事務レベルで議論させていただければ。

＜鳥取県生活環境部長＞

部会にあずけるとそこでまた時間がかかるので、できればここで共通認識の一致させておくべき。我々はあまりそこまで「評価」を厳密に捉えているわけではなく、シビアな意義を持たせているわけではない。色々な施策が行われてきているが、1対1の関係でみたとき、これはわからないという話で、実際問題、でてきた現状をどう捉えるかと言うことだけの話。これをやっていったからここにこう効果があって、この事業の評価をする、という風にはとらえていない。その解釈、認識をここで一致させておけば、あまり字面にこだわる必要はないのではないか。

＜鳥取県企画部長＞

事務局の方からは、確かに評価という言葉はどう捉えるかと言うことは難しいが、部会に専門家や学識経験者が入っているわけではない中で、そうはいつでも正解を考えながら水質という問題をやっていく中で、ここは評価と書かせていただいて、それを一つ一つがという各論的なものではないということ、そういうきっちりした解釈ではないという、もしよろしければそういった解釈で、ここは合意させていただいて進めさせていただければと思うが。

＜中国地方整備局河川部長＞

中海に対して水質というのは力を入れている、注目している重要なことでありそれは非常によくわかる。ではなぜ「水質の評価・分析・評価」でなくて「改善策の評価」という言い方なのか、一つ一つの改善策みたいなことは、いろんな機関が色々な策を講じられている、もっといえばNPOなども色々なことを知恵を絞ってやっている中で、言葉の問題なのかもしれないけれど、あえて「解決策」ということがあったので。言葉の通りではないと、そういう解釈ではないと、みなそういう了解がなされていけば、誤解のないようにしていただければよいと思う。

＜鳥取県生活環境部長＞

確かにおっしゃるように水質改善策を事前にこういうふうにしたからこうするというのは非常に難しい問題で、やった後に、事後的にそれをやったからどうだったのか、ということがわかってくる話だと思うので、その点で、おっしゃることはその通りだと思う。

調査分析評価を行った上で水質改善策の検討を行うとしていただければ。

＜鳥取県企画部長＞

第1条で、「調査・分析・評価を行うとともに、」「水質改善策の検討を行う」、第3条のところで、「(1) 調査・分析・評価」「(2) 水質改善策の検討」とするというところで、それでよろしいか。

＜鳥取県西部総合事務所長＞

評価というのは、水質改善は全体として進んでいるか否かということ、時間が必要。それをみながら全体で水質改善に様々取っていることが効果がでてきているのかどうかということの評価して、それから検討しましょう、というのがこの趣旨だったと思う。それが、いま評価しましょうと、調査・分析・評価をしましょうということで一辺やって、じゃあ水質改善策を検討しましょうと、じゃあ水質改善策は今の状況でどうですかと必ず聞かれる、今の状態はどうですかと。そういうつもりでやる、という了解がこの場でできればいいけれど。たぶんこの前の議論はその辺が色々議論になったのだと思うが。

＜鳥取県水・大気環境課長＞

関係課で協議する中で、できうる限りの水質改善策を網羅した中海保全計画を立てている中で、その進捗状況を把握していくという意味合いで水質改善策の「評価」という書きぶりによることとしたものの、いろんな意味合いにとれるような形になったところも確かにあるが、本来の意味はそんなにシビアなものではない。

＜鳥根県環境政策課管理監＞

ここでいう水質改善策の評価というのは、水質改善策の進捗を評価するということ。中海の水質保全計画は数値目標を持っておりそれにそった施策の評価をしていく、あくまでも第5期水質保全計画の進

捗状況、進捗の確実な履行という意味での評価を言葉として入れて貰ったもの。個々の事業を一つ一つで評価するとか、そういう観点ではなく、あくまでも保全計画の進行管理の意味合いで共通認識できたらよいと思う。

字面の話ではなくて、共通認識で残しても良いということでおっしゃられればそれでよいと思うが、国土交通省さんの方も表現的に微妙だということであれば、とられてもよろしい。

＜鳥取県生活環境部長＞

要は、それぞれがいろんなことをやりましたと、結果がこうなりましたというだけでその中味がどうこうということの評価するわけではない、やったこと、専門的な結果としての水質状況、本当はそれを評価するとなるとそこに因果関係を全部説明していくということで河川部長さんのいわれたとおり。ただ評価なんていうのは、現実にはそこまでいくと大変なことになる、水質改善策の検討といった場合に、とにかく新手の水質の評価というのはこうだとか、改善するために何かむちゃくちゃ新しいことをやるだとか、ではなく、できることは限られているし、長期のスパンで物事を見なければいけないということは心は一つになっているわけで、できることを、長期的にみて、おそらくプラスにはなってもマイナスにはならないだろうから、こういうことは取り組んでみてはどうだろうということはやっていこう、という風に解釈しておけば、そんなにぎしぎしにはならないと思う。おっしゃるとおり「改善策の評価」というのは確かに表現としてはきついかもしれない、入れるとすれば、「調査・評価・分析」としてむしろ前に入れてはどうか。

＜鳥取県企画部長＞

事務局提案として、第1条で「調査・評価・分析」と評価を前に入れて、「水質改善策の検討を行う部会」とする案が出たが、いかがか。確かに林所長言われるとおり、水質改善策の評価となると、今やっている改善策を評価しながら、というふうにとれなくもない、そうではないという意見もあるようだがいかがか。

＜出雲河川事務所長＞

(1)の方に「評価」を入れる際にはちょっと悩んでしまう。評価というのは要は目標が達成できたかできないかというところで、水質なんかは数値があってそれが達成できたかどうかという明確な目標があるが、流動の評価は非常に高度なので、どういう流動が正しいというか、中海のあるべき正しい流動なのか、そこが難しく、十分知見が揃っていない。だからそういう意味で仮に(1)に評価を入れるとすれば、水質の方は評価はするけれど、流動の方はむしろ分析で、現状はどういう動きがあるかどうか、その辺も含めて考えていただければと思う。

＜中国地方整備局河川部長＞

皆が色々議論するなかで共通の理解を持ってやっている、そういう了解がされていればいいと思う。

＜鳥取県企画部長＞

事務局提案として、第1条で「調査・評価・分析」と評価を前に入れて、「水質改善策の検討を行う部会」とする案が出たが、いかがか。確かに林所長言われるとおり、水質改善策の評価となると、今やっている改善策を評価しながら、というふうにとれなくもない、そうではないという意見もあるようだがいかがか。

＜鳥取県西部総合事務所長＞

(話題提供)水質の話で、中海を泳げる海という大きな目標を掲げて、国土交通省さんに浅場造成をやっていただいたところで海開きができた。部分的にはあるが透明度が高いところできて泳げるところができ、生態系の中で生物が増えてきた。地元我々の要望としては、やはり浅場造成、藻場、というようなことで浄化作用を進めてもらえるのは非常にありがたい。実際に成果がでてきたし、是非とも継続を。また、護岸を作られる際には中海をみんなで使おうという、利活用の面からもご検討を。

【議事】(設置要綱案、崎津モデル地区予定地への工事残土搬入について)説明：米子市農林課長

＜鳥取県企画部長＞

3,000立米されるということだが、これによってどれくらい高さがあがるのか。この土をそのまま農業に使える質であるということか。

＜米子市農林課長＞

土そのものは、造成地というところではなくて、元々の土質のところを掘りかえすそうで、その土を地元の方に見ていただいたが問題ないと。ただ一番いいのは、表土を剥いで、その下に入れて表土をまたもとに戻すということが一番いいが、当然それをするためには工事費、予算が必要になってくるので、一応今回は地元のご理解が得られて、そのまま入れても良いと、後の土作りはまた自分達がするという

とで、ご理解をいただいている。それと、約3,000入れたときだが、この崎津の予定地が3.3ヘクタール、そのうちの3分の1が約1ヘクタールになるので、単純に3,000入れたら30cmあがる。当然現状ではでこぼこがあるので、目標としては20cmくらいを予定している。

＜鳥取県農林水産部長＞

ここの地元の要望は、もともと地下水位が高いということがあり、できるだけお金をかけないで対処したいというのがあって、今回土地改良事業は含まれていないが、ある程度市が、残土がたくさん出たものについては、土地改良事業に含めて対応するようなかたちになると思う。残土の関係では3分の1くらい事業費が減る。皆さんの協力でこれができれば、地元の方の負担も減るので是非お願いをしたい。ただ、できるだけ情報は早くないと、地元の方が、土地改良事業に乗る上で、時間がかかるのもあわせて、申請事業であるから、農業の振興地域の指定を受けないと事業に乗れないということもあるので、そういう事務手続上のこともかなりあるので、できるだけ情報は早めをお願いしたい。

【議事】(利活用WG設置要綱、検討テーマ案等について)説明：鳥取県企画課長

資料により説明

＜鳥取県西部総合事務所長＞

いろいろな事例が載っているが、藻場の造成や藻の有効活用が抜けている。また、水産資源やその活用ということで例えば中海七珍、七珍で料理とかの話も入れて。もう一つ、「検討の視点」で「プレーヤーである住民・民家の取組をバックアップ、サポートする方策、しくみを中心に検討」とあるが、これを爆発的に伸ばしていこう、両県で全体で取り組んでいこうということか、重点的にちょっと力を入れてやっていこうと、推進するというそうした意味合いが欲しい。ただ民間でやられているのを、見守って支えましょうではなく、それはいいことだといって両県あるいは中海全体で、みんなでこのことは集中的にやってみようという議論を。

最近、中海にオゴノリという藻が出てきて、これを刈り取って肥料や堆肥にする、そしてそれを山に戻すという循環の取組を、漁業者を含めたプロジェクトでやっていただいている。窒素とか有機物を外に出していく、そういう環境リサイクルにつながることをぜひやっていきたい。土壌改良にも活用できるし、それから特定の栄養物が多いので、どういう栄養素を加えればそれぞれの作物にとって有効かというような分析とか、また、アマモなどの生育が、どういうふうに環境にいいのか、あるいは貝、このあたりは水産との連携も取る必要があるが、鳥根県はかなりその辺りやっておられる。その当たり広く検討していただければありがたい。

＜松江市副市長＞

アカガイについて。中海七珍などもあるが、やはり我々からすると、アカガイは昔から慣れ親しんだ中海の自然の恵み。そういったものが復活するのは非常に象徴的な例だと思う。アサリもずいぶんとれるようになったし、それから中海の干陸する予定だったところが戻って海がまた復活するのは、次世代に引き継ぐという非常に象徴的で良い例だと思う。県をあげて是非とも取り組んでもらいたい。

また、中海市長会の話が出たが、県境を越えた繋がりの中で地域振興の観点で色んな事をやっており、この中海の圏域の地域の中では、全く県境を感じさせない地域にしたいと思ってまず市長会でやっている。県におかれても具体策が何かあれば、サポートする具体策でこの場で議論できるものがあれば、両県それから市町併せたこの場で議論すべきことだと思う。

＜鳥取県企画部長＞

松江市さんからあったが、4月の親会議のときにも水産資源の話も出ていたが、水産資源の今後の活用の見込みは。

＜鳥取県農林水産部長＞

水産試験場関係ですでもう両県で一緒にやっていこうということで、アカガイやアサリなんかで今少しづつ成果が出てきているのかなと思っている。いいことなので、うちの方も一生懸命やりたいと思っているし、既に取り組んでいる。

＜鳥取県生活環境部長＞

どうしてもイベント的になりがち。スポット的に断面だけではなく、のべでずっと風物詩、風景になるようなものを定着させるべきではないか。例えばアマモ、オゴノリなどの藻狩りの船が湖面に浮かんでいれば、季節の風物詩として観光資源にも。作ったイベントより住民と行政が一緒になって中海の風景をつくるような試みが必要ではないか。

＜鳥取県県土整備部長＞

ワイズユースを考えたときに、今まで中海というのは地域とどのように関わってきたのか、或いは自然環境という目で見たとときにもどうだったのか、まず一番最初のところをきちんと評価して、その上で新たな内容も含めたワイズユースを議論した方が、落ち着いたものに繋がっていくのではないかと。

【議事】（「中海央道湖ラムサール条約登録5周年記念事業」について）説明：鳥取県水・大気環境課長
資料により説明

まとめ(次回開催の確認)

<鳥取県企画部長>

今後のイメージについてご意見を伺いたい。鳥取県としては、各部会等で議論の上、節目節目で幹事会なり本会議を開催しながら進めてはどうかと考えている。例えば一つの案としては、予算編成の時期に絡めて、秋口、11月とかその前後くらいで中海会議親会議を念頭に置きながら議論を進めていただくというのも一つの道筋。全体の状況とか各部会WGでの検討状況を踏まえながら。

<島根県政策企画局長>

部会、WGが立ち上がったばかりの状態なので、これからいろいろ議論をして行く中で、今年の秋に中海会議本体で協議するような内容が、具体的に部会やWGで検討されるのかどうか非常に心配。やはり1年間くらいかけてしっかり議論されたことを材料としてやる方がよい。来年度は例えば夏場とか、成果を踏まえて本体の会議をやる、必要であれば途中で幹事会をやっていくという方がよいと思う。

<鳥取県企画部長>

市町さんの方では。国の機関の方は予算編成の関係とかで何かあるか。

<出雲河川事務所長>

私どもの方で特にいつというのはないが、我々も概算要求していきますので、その頃にこういう場を設定してもらえれば、そういった（予算の）話はしやすいかなと思う。

<鳥取県企画部長>

これから各部会とかWGで議論が進められると思うが、そこでどういう議論が行われるかということにらみながら、検討状況をみながらということにしたいと思う。全体の大きな動きを見ながら、いろいろと今後調整をしながらということ。

<鳥取県生活環境部長>

秋口に中海会議の本体会議はタイト。少なくとも幹事会の場で、おそらく予算原案を提案するのが年明けの1、2月にお互い行われるようになってきていると思うので、年内にはおそらく幹事会なりで、その辺の政策の摺り合わせみたいなものをしてはどうか。初年度はそのようにして翌年度、ある程度新しい切り口というのを両県でどういうふうに進めるかといったことを話をした方がよいのではないかと。

<鳥取県企画部長>

幹事会を主体的に開いていくということはおそらく皆さん異論のないところだと思うので、少なくともこの場では少なくとも年内に幹事会を念頭に置いて、この場で、政策の動きなんかにもらみながら、予算の状況なども踏まえて、それぞれが両県また4市1町でも予算作業等もあるし、国の方でも色々、申請事業などがあればそういったことにも対応できるような、調整をしたい。その上でこの幹事会での議論を踏まえながら本会議に上げて議論していくようなことでお願いしたい。

<島根県政策企画局長>

今後の状況を見ながらということで、調整したい。

閉会

中海会議 第2回幹事会【概要】

日 時 平成23年3月23日(水)
14:00～16:00
場 所 鳥取県西部総合事務所 講堂

開 会

【議事】(湖岸堤部会の報告) 説明：出雲河川事務所計画課長

○鳥取県企画部長

渡漁港の来年度の事業については、上期に用地買収し、夏以降用地買収したところに工事着手していくという段取りか。

○出雲河川事務所計画課長

境港市の進めている市道等の計画進捗と調整を図りながら事業着手に努めてまいりたい。

【議事】(水質流動部会の報告) 説明：鳥取県水・大気環境課室長

○鳥取県生活環境部長

1点はアオコの問題。その後わかった知見などあれば。もう1点、第5期水質保全計画の計画時の問題意識と、策定の期間中で多少変化しているのでは。もうちょっとできることはどんどん積極的に取り組むべきということ、水質流動部会の方に幹事会として指示したいがどうか。

○出雲河川事務所水環境課長

アオコの発生状況について説明。

生態については解らないことが多いので、鳥根県、鳥根大学等と連携し、研究調査を進めているところ。わかり次第、開示していきたい。現状を踏まえると、また本年も発生する危険性もあり、十分に監視するとともに関係機関との情報共有に努めていきたい。

○鳥根県環境生活部管理監

どの温度帯で死滅するのかとか、増殖を抑制できるのか、さらには塩分ではどうなのか、というようなところを今取りまとめ中で、まとまれば近い機会にご報告をさせていただく。

○鳥取県生活環境部長

他の鳥取県の湖沼でも同じような状況が出ており有効な対応がとれない。その辺を一体どうするのか、水質流動会議で重点的に、対策があるのか無いのか含めて大きな課題として取り組むよう幹事会の方でもテーマ設定してはどうか。

○鳥根県環境生活部管理監

大規模発生が何によるものか、塩分が関係するのか、種類が違っているか、たまたま特異的な要因が揃ったためか、そういうところはまだ調査研究する必要がある。この現象は自然現象が相手。確実にこの対策を打てばアオコの発生が防げるという状況にはならないが、一つ一つ検討していくことは必要。

○出雲河川事務所水環境課長

アオコ対策は、発生させない対策と、発生後の拡大防止の観点の対策がある。最新の情報を持ち寄って今何ができるのかということ、を随時水質部会の方で議論していきたい。

○鳥根県環境生活部次長

現在5期の計画が動いているが、それに決して拘束される必要はない。取り組めるものを技術的に判断しながら取り組めるものは取り組んでいく。ただ、5期の計画自体が広範囲に、汚濁負荷対策をかなり広いカタチで進めているので、かなりの部分は5期の計画を進める中で吸収できるが、その中で新しいものが出ればそれを6期まで待つことは必要ない。

○鳥取県西部総合事務所長

このアンケートの取扱いをどうするのか。意見交換でどういう話があったのか。

○鳥取県水・大気環境課水環境保全室長

構成員へのアンケートについては、この中で当面まず取り組むことができるものとしては住民協働ということが非常に多かった。協働を進めていくためには情報のレベルの共有が必要との意見から「中海の経緯と変遷」を作成することになった。ほかにどういうことを、ということについて具体的意見は特になかった。

○鳥取県西部総合事務所長

14 ページにあがっている課題については、これから部会の中で、洗い出しというか検討をやっていくのか。

○鳥取県水・大気環境課水環境保全室長

「中海の経緯と変遷」についてはいろんな意見が出た。住民の方々にも色々な意識、知識レベルの方がいるので、もっと詳細なものをつくってはどうかとか、実際に水質、水環境に関わっているの方々にも情報提供していくのであれば、もっとデータを入れ込んだところで詳細なものが必要なのでは、など。

まずはこうして概要版として纏めていくだけでもかなり情報共有・情報整理が図られていく。これから議論をしてここにいろんなものを反映させていくことになる。まだこの中に、5 期計画のどれが入っていてどれが入っていないという整理はできていないので、これから議論していく中で整理していく必要がある。水質形成メカニズムの解明といったようなことは永遠の課題でもあり、アオコなどの事象についてもこれから整理していこうという話にもなっている。アンケートの具体的な整理はこれから。

○鳥取県生活環境部長

お願いになるが、浅場造成に対する期待が県議会でも非常に強い。浅場造成して湧水が出たところは非常に透明度も高く水質がよく、去年は海水浴、海開きなども。ここにはそれが出ていないが、情報交換をやってぜひ事業化に結びつけていただきたい。

それから今日環境省は、オブザーバーではないか？というのが、汽水湖の水質形成メカニズムという課題、環境省の予算では「汽水湖の汚濁負荷の汚濁メカニズムの解明」というのが研究課題として出てきており、環境省とタイアップして水質部会でも本気で取りかかってみる、或いは国事業と共同研究的なことに取り組んでみるということも必要ではないか。

○出雲河川事務所長

湧水調査の結果は、今後の浅場造成の事業展開、箇所を選定等に活用させて頂きたいので、湖岸堤部会など情報共有させて頂きたい。

○鳥取県西部総合事務所長

第1回目の幹事会の時は水位、流動の調査結果があつたが、これは新しいデータはないということか。

○島根県環境政策課管理監

今資料に提示している平成 21 年度の水質調査結果、今年度 4 月に中海会議でご説明したものと同一のもの。水質の調査等の評価の手法の中で年平均値 75% 数値、そういった数値評価でやっているもので、各月のデータを並べても個々の地点の単発データというかたちで水質評価になじまない。年間で取りまとめるということで水質のデータについては平成 22 年度のデータを年度明け早々に整理して、次回の流動会議、幹事会、中海本会議という具合に説明していく。

○出雲河川事務所長

水質部会の時も、流速データなどをわかりやすく出して欲しいという意見をいただいている。第2回の部会には間に合わなかった。どういう形がよいか検討中で、来年にはお見せできるようにしたい。

○鳥取県生活環境部長

できれば次の中海会議までにその辺のデータは出して貰うようにお願いしたい。

○出雲河川事務所長

了解。暫定版になるかもしれないが、何らかの形でお見せできるようにしたい。

○鳥取県県土整備部長

今回こういうデータが全体的な窒素や COD のデータの傾向がこうですよというようなことですがけれども、アオコのこととか、塩分濃度だとか、それから流入河川からどれくらいの負荷量が毎年入ってきているのか、その辺をトータルでわかるような整理をしてはどうか。特に宍道湖と関係しているのだから、トータルで見なければいけないのではないかと。

○鳥取県生活環境部長

これまでの水質の整理の仕方が 5 期計画の目標値に対してどうだったか、というような結果出示するようにしていたので、なぜそうなったのかというメカニズムなりを湖沼全体でどうなっているのかをわかりやすいデータで示した方がいいと私も思う。もう少し練れた資料の作り方を工夫したい。

○鳥取県企画部長

水質流動部会については、今の負荷のメカニズムがわかりやすいような分析の仕方とか、県民住民が非常に関心が高い問題でもあるのでこの「中海の経緯と変遷」を更に充実していくこと、アオコの問題は特に動いている課題であるので、そういった課題について引き続きご検討をし、打てる手はどんどん打っていくということ、また夏に予定されている親会議の場でその辺の検討状況について報告をいただ

いて議論するというごことをお願いしたいのでよろしく。

【議事】（農地排水不良WG）説明：米子市経済部農林課長

○鳥取県企画部長

実際作付けしてからこの対策の評価というのはまた行うということか。

○米子市経済部農林課長

そういうこと。

○鳥取県農林水産部次長

今回土も非常にいい土だということで農家の方も評価していると聞いている。作付けの時期にはある程度安定した収量がとれるという期待をしている。排水不良面積がほかに相当あるのでその工事残土がどの程度確保できるのかということがある。

【議事】（中海の利活用WG）説明：鳥取県企画部企画課長

説明。

○鳥取県西部総合事務所長

藻の活用については、鳥根県と共同でやるものもある。藻をどういうふうに刈り取っていくのか、使っていくのかということを進めていきたい。皆さんに色々とアイデアを頂戴して考えていきたい。

○鳥根県環境生活部次長

進め方としては行政主導というよりは住民市民といいますか NPO とかそういったところと連携して進めていかないといいものはなかなかできないと思う。相談しながらやっていきたい。

○鳥取県西部総合事務所長

利活用については NPO や住民の皆さんの力を借りて、或いは皆さんの力を結集して、ということで提案を求めたりアイデアを出してもらって自律的に動いてもらう、それを行政の方が少し応援をしていくというような取組がいいのではないかと考えている。市長会の方とも上手に組み合わせて、できるだけ住民パワーがそこに出て行くようなものをおもっています。

○松江市副市長

おっしゃるとおりで、NPO さんとか県境を越えてやっている。中海市長会も一体感ということで県境だとか市境を一切、本当に一つの町のようにということをお今盛んに言っている。行政よりも住民の人たちの方がもっと県境なんか関係ないと思っている。今、中海圏域行ったり来たりも楽になっているので、特に NPO とか住民の方々の思いを大事にしたい。

○鳥取県企画部企画課長

全体をこういったフレームにしようというよりは個々の取組や分野についてそれぞれ住民の方、或いは NPO、或いはもっと広く例えば意見を募集するだとか、そういった手法を組み入れて深めていくやり方がいいのではないかと考えている。

○鳥根県土木部長

「日本風景街道」について、特に鳥根の方では「古事記」の関係の取組として風景街道に位置づけられている路線について標識の整備とか或いは案内板とか、今後パンフとかマップとか、そういった取組を、鳥取県さんと一緒に連携を取りながらできればいいなと思っている。これも主体は NPO 等の方で我々は支援をしていく形で、公共サイドでできることをやろうという考え。NPO さんなどと話し合いながら一緒にやっというところ。

○鳥取県企画部長

31 ページの電気自動車について。鳥根県側も急速充電器の設置というのは中海圏域で設置されているところというのはあるか。

○米子市環境政策局長

電気自動車は中海市長会の事業計画で詳しく説明する。

【報告】

○中国四国農政局農地整備課長

新年度予算関係の説明

○鳥取県水・大気環境課水環境保全室長

「ラムサール条約関連事業」の説明

○米子市企画部次長（中海市長会事務局）

中海市長会新年度事業について説明

・電気自動車の急速充電器の整備

（松江市、境港市の市役所、米子市皆生温泉の皆生観光センター、安来節民芸館（予定）に、概ね30キロ圏内でネットワークができるよう急速充電器を整備。同時に各市に、米子松江は2台ずつ、松江市は3台、境港安来には各1台ずつの電気自動車を導入。開庁日には公用車として活用し、閉庁日には観光客や市民の皆さんに貸し出し）

・中海自然体験学習

（「はくちょう号」などを使って圏域の小学生を集めて中海の自然環境についての学習）

・全日本ジュニアヨットスクール全国大会

（昨年は米子港の方、今年は松江市の方を中心に開催）

・中海ブランドの創出

（松江市のメッセで中海圏域産業技術展を開催。2日間にわたって圏域の企業同士の交流や企業説明会、また教育機関の発表の場というようなことも設ける）

・「AVN」（オーディオビジュアルノベル）

（電子書籍。「中海物語」という三姉妹の物語が展開）

・「北前船」

（青森を発着して北前船を運行しようという計画が持ち上がっており、この圏域には7月30日から8月の1日まで運行される予定で、中海の中をクルージング、帆船で走らせることも検討）

・これら平成23年度は42事業を実施予定。

【その他報告】

○島根県政策企画局副政策企画監

今後の開催スケジュール、進め方について説明

【その他】

○安来市基盤整備部国・県事業推進室長

道の駅「あらエッサ」について、国交省と共同で建設、オープンが4月26日。島根県の東の玄関口であり、賑わうようご協力をお願いしたい。

閉 会

中海会議 第3回幹事会【概要】

日 時 平成23年7月27日(水)
14:00～16:00
場 所 島根県民会館 3F 大会議室

開 会

【議事】(要綱改正(案))説明：島根県政策企画監

資料により説明。

○島根県政策企画局長

特に意見はないようなので、中海会議の要綱改正(案)については、このまま本体会議に提案。2部会と利活用WGの要綱改正については、幹事会で了解いただいたこととする。

【議事】(湖岸堤部会の報告)説明：出雲河川事務所計画課長

資料により説明。

○米子市副市長

米子市の旗ヶ崎地区について、今年度、国土交通省さんと水門設置の詳細設計協議を進めることとなっているが、旗ヶ崎の承水路につながっている市管理の複数河川の内水排除についても苦慮しているところであり、これに関しても、協議にあわせ、国土交通省さんのお知恵やご支援をお願いしたい。

○出雲河川事務所計画課長

旗ヶ崎の背後地の浸水対策については、概略設計の中でいろいろなケースの検討を行っており、水門だけでよいのか、中海出張所の排水ポンプ車の活用などで対応できるのかなども含めて、今後相談させていただく。

【議事】(水質流動部会の報告)説明：島根県環境政策課長

資料により説明。

○鳥取県企画部長

1点目は流動について。今回の調査結果が水質にどのような影響を与えるのかについての所見があれば。また、中海全域での流動をこれから分析していく時に、今の2つの調査地点だけでいいのかどうか。

2点目は、水質改善策について。国交省の浅場造成事業のデータも出てきていると思うので、その結果なども含めて親会議で報告いただくとよい。

親会議に現状の取り組み状況の報告だけではなく、例えば藻狩りをもっと地域全体の大きな輪にしていくとか、浅場造成を拡充していくとか、湖岸堤整備を進めて行く中で水質改善効果も期待しながら整備を行うとか、流出水対策の輪を広めていこうとか、今後、全体として取り組んでいくような何か打ち出しのようなものがあればいいと思うがどうか。

○島根県環境政策課長

1点目の流動の水質へ与える影響については、今回、流動データが初めて示されたところであり、今後、国、両県で、分析・調整していきたいと思っているところ。

2点目の今後の取り組みについては、部会の中でもいろいろ意見があったが、基本的に5期計画に盛り込まれているもの。今後は、6期計画を待つということではなく、まだ具体的に動いていないものなどを中心に、関係者で議論を重ねていきたい。

○鳥取県企画部長

本体会議では、今後の取り組むべき課題のようなことも明らかにしながら、これからの話を少し入れていただければと思う。

○米子市副市長

流動データが、水質とどの程度関わっているのかについて、今後分析している必要があると感じている。市としては、この場で発言すべき内容ではないかも知れないが、西部承水路撤去、森山堤の開削影響について、ある程度長期的な検証が必要と考えている。したがって、既存観測施設の本設化、中海全体の状況把握のため、米子湾にも新たに流動・流向観測施設の設置を要望したい。

○出雲河川事務所水環境課長

流動と水質の関わりについては、現状の水質や観測データを踏まえて、国、両県で一緒に解析等について進めさせていただければと思っている。施設の要望については、内部で検討したい。

○鳥取県西部総合事務所長

鳥取県側の生活処理施設は、現状から見ると、(計画期間最終年では)計画を上回ると期待してよいか。提案だが、中海変遷の資料に水害の歴史も入れてはどうか。

○鳥取県水・大気環境課長

米子・境港両市によれば、公共下水道のところが早く整備が進んだものの、最終的には、当初計画どおりになる見込み。

○島根県環境政策課長

「中海の変遷」の作成にあたっては、いろいろ意見をいただいたところ。まずは、一つのベースを作ることが大切との認識での「初版」。今後、実際に活用する場面で、いろいろな意見を参考に、バージョンアップしていきたい。

【議事】(農地排水不良WG)説明：米子市経済部農林課長

資料により説明。

○米子市副市長

米子市地域のことだけで申し訳ないが、現在取り組んでいる客土による農地の嵩上げについては、残土確保が懸案であり、国・県においても残土情報や残土提供にご協力いただきたい。

○安来市副市長

農地排水不良WGの位置づけはどうなっているのか。安来市としては、農地も含めた内水面というところであり、このWGでの研究が他地域にも波及するとの認識だったが。このまま親会議に報告すると問題になるのではないか。

○島根県政策企画局長

この件は、第1回の中海会議でも議論が出たところ。内水対策は、湖岸堤部会で議論すること、部会・WGは今のような形で作るということで了解されていると理解。

○鳥取県農林水産部長

米子市は、内水面との関連は明確でない中での取り組み。今回のWGの立ち上げに際して、事前にこの会議の関係機関で調整した結果として、限定した形だけで進めることとなったもの。この成果を広げるような話にはなっていない。

○鳥取県企画部長

起きている事象が内水の問題なのか、農地の水はけの問題なのかで区別。もし、米子市の農地とおなじような事象が他でもあれば、ワーキングの対象を広げるとかの議論はあるかも知れない。

【議事】(中海の利活用WG)説明：鳥取県企画課長

資料により説明。

○松江市政策部長(副市長代理)

利活用アイデアの中に中海周辺の観光的な要素もかなり入っていると思う。境港とか米子空港とかのインバウンド対策についても今後の検討としていただきたい。

○鳥取県企画課長

そういった主旨も踏まえて、今後の検討を進めたい。

【議事】(第2回 中海会議について)説明：島根県政策企画監

資料により説明。

○鳥取県生活環境部長

親会議から幹事会におろす議題のようなものがある程度テーマ設定していかないと、親会議が、単に部会等からの報告で終わってしまうのではないか。また、例えば、サルボウの研究成果が出てきている中で、水産資源の活用とか実証実験の拡大などを親会議の皆さんの合意により、幹事会なり水質部会で検討していくといった中海会議として成果をある程度用意して必要があるのではないか。

○島根県政策企画監

幹事から様々な意見をいただいております、そういった論点があるということがわかるように整理して、親会議に上げたい。具体は、事務局で調整させていただきたい。

○鳥取県企画部長

親会議では、問題を議論する要素があってもよい。また、会議としてこれからの方向性を世間に打ち出すようなことも必要ではないかと思う。

○安来市副市長

内水対策について、財源とか事業について具体的に検討する時期にきている。今後の方向性について、国なり、県なりの考え方を教えていただきたい。

○鳥根県土木部長

安来市さんの内水対策については、昨年、国、県、市で会議を立ち上げており、2回開催。今後役割分担など具体的に詰めていかなければならないと考えているところ。

○安来市副市長

河川事業としてやる場合に、今のところ交付金事業の中にはいないようだが、各市が事業を進めやすいように、こういったことについても本会議のなかで検討いただきたい。

【説明】

○鳥根県水産課調整監

サルボウについて、口頭で状況説明。

○鳥取県生活環境部長

これまでの研究成果が出てきており、共同してワンステップ事業を進めることを検討してもいい段階にきているのではないか。鳥根県の水産サイドのお考えはあると思うが、単に水産資源の確保という面ではなく、サルボウについては水質浄化でも有効な対策と感じており、中海会議で今の共同研究成果を提供してもらおうとありがたい。

【説明】

○米子市企画部次長（中海市長会事務局）

資料により説明にかえる

閉 会

中海会議設置要綱

(目的)
 第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)
 第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- (2) 中海の水質及び流動などに関すること
- (3) 中海沿岸農地の排水不良に関すること
- (4) 中海の利活用に関すること
- (5) その他

(構成)
 第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

(会議)
 第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。

- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるとする。
- 4 会議の議題提出は、議長その他に、会議の構成員も行うことができるものとする。
- 5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

(幹事会)
 第5条 会議には、幹事会を置く。
 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。
 3 幹事会には幹事長を置き、次回開催の企画部長又は政策企画局長が務める。
 4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。
 5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるとする。

(部会の設置)
 第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

(事務局)
 第7条 協議会には事務局を置く。
 2 事務局は、鳥取県企画部、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

(その他)
 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則
 この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

中海会議設置要綱

(目的)
 第1条 平成21年12月19日に締結された鳥取、島根両県知事の協定書に基づき、関係機関が共同して、未来に向かってより良い中海圏域を築くため、中海の水に関する諸問題を協議検討する「中海会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)
 第2条 会議は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる項目について、協議検討する。

- (1) 中海及び境水道の堤防、護岸等の整備に関すること
- (2) 中海の水質及び流動などに関すること
- (3) 中海沿岸農地の排水不良に関すること
- (4) 中海の利活用に関すること
- (5) その他

(構成)
 第3条 会議の構成員、オブザーバーは別表のとおりとする。

(会議)
 第4条 会議は、鳥取・島根両県知事が共同議長を務める。

- 2 会議は、毎年1回以上開催する。
- 3 会議の開催は、議長が召集するものとする。ただし、会議の構成員は、会議の開催を求めることができるとする。
- 4 会議の議題提出は、議長その他に、会議の構成員も行うことができるものとする。
- 5 会議においては、必要に応じて構成機関職員及び学識経験者等に意見を聞くことができる。
- 6 会議は、原則として公開で開催するものとする。

(幹事会)
 第5条 会議には、幹事会を置く。
 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって構成する。
 3 幹事会には幹事長を置き、次回開催の企画部長又は政策企画局長が務める。
 4 幹事会は、会議の所掌事務の実施に関する協議検討及び調整を行う。
 5 幹事会は、幹事長の招集により随時開催する。ただし、他の幹事は、幹事会の開催を求めることができるとする。

(部会の設置)
 第6条 会議は、第2条の所掌事務を検討するため、必要に応じて部会を設置することができるとし、各部会での検討結果は、幹事会に諮り、会議に対して報告するものとする。

(事務局)
 第7条 協議会には事務局を置く。
 2 事務局は、鳥取県企画部、島根県政策企画局及び国土交通省中国地方整備局河川部に置き、会議ごとに開催県の事務局が主務を掌る。

(その他)
 第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

附 則
 この要綱は、平成22年4月22日から施行する。

別表の改正

別表の改正

附則の追記

別表（第3条関係）

(構成員)

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長
東出雲町	町長

(オブザーバー)

団 体 名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）

(幹事)

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長
鳥取県	企画部長 生活環境部長 農林水産部長 農林整備部長 農土整備部長 西部総合事務所長 政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
島根県	政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
境港管理組合	境港管理委員会事務局長
米子市	副市長
境港市	副市長
松江市	副市長
安来市	副市長
東出雲町	副町長

別表（第3条関係）

(構成員)

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	局長
農林水産省（中国四国農政局）	局長
鳥取県	知事
島根県	知事
米子市	市長
境港市	市長
松江市	市長
安来市	市長

(オブザーバー)

団 体 名
環境省
防衛省

別表（第5条関係）

(幹事)

団 体 名	職 名
国土交通省（中国地方整備局）	河川部長 出雲河川事務所長
農林水産省（中国四国農政局）	整備部長
鳥取県	企画部長 生活環境部長 農林水産部長 農土整備部長 農土整備部長 西部総合事務所長 政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
島根県	政策企画局長 環境生活部長 農林水産部長 土木部長
境港管理組合	境港管理委員会事務局長
米子市	副市長
境港市	副市長
松江市	副市長
安来市	副市長

構成員から東出雲町を削除
(H23.8.1 松江市と合併)

幹事から東出雲町を削除
(H23.8.1 松江市と合併)

中海湖岸堤部会

◆これまでの開催経過

- ・平成22年 4月22日 第1回 本会議
- ・平成22年 9月 2日 第1回 湖岸堤部会
- ・平成22年 9月 6日 第1回 幹事会
- ・平成23年 3月23日 第2回 幹事会
- ・平成23年 7月21日 第2回 湖岸堤部会
- ・平成23年 7月27日 第3回 幹事会

◆報告事項

1. 河川整備計画（中海湖岸堤）の確認
2. 湖岸堤整備実施箇所の進捗状況
3. 県・市の内水対策の取り組み状況及び課題

これまでの主な意見と対応状況

中海湖岸堤部会

	意見等	対応状況
第1回 本会議	内水対策に関する内容を協議検討に加えてほしい。 (安来市・東出雲町)	内水対策の取り組み状況、課題等については引き続き協議内容とする。
第1回 湖岸堤部会	内水については常に対応しているが、毎年のように被害は発生しており、仮設ポンプを常設している状況である。 (安来市)	国・県・市の3者で調整会議を行っている。
	島根県でも排水ポンプ車を導入した。活用の運用を今後定めていく予定。 (島根県)	—
第1回 幹事会	内水は課題の把握にとどめているが、今後部会において検討してほしい。 (鳥取県企画部長)	まずは内水対策の現状を把握し情報共有した上で、今後部会の中で整理し、役割分担していきたい。
	関係者同士の調整が必要と考える (鳥取県県土整備部長)	
	護岸整備は設計時に浅場造成等による水質環境への配慮が必要。 (鳥取県生活環境部長)	水質流動部会と連携を図りながら進めていく。
	ポンプ車の活用方法は。 (松江市)	各自治体のポンプ整備状況など情報交換していく。
第2回 幹事会	渡漁港の平成23年度事業は、上期に用地買収、夏以降に工事着手する段取りか。 (鳥取県企画部長)	境港市の市道計画の進捗と調整を図りながら事業着手に努める。
第2回 湖岸堤部会	台風6号の影響による馬潟港における工場の浸水・冠水について (松江市)	今後必要なデータ等を情報交換させていただく
第3回 幹事会	内水対策について、沿岸農地排水不良WGとしても取り組みたい。(安来市)	本会議設立時にも同様の意見があったが、湖岸堤部会の所掌とすることで了承されている。
	短期整備箇所(旗ヶ崎)に係る確実な進捗をお願いする。 (米子市)	今後、整備内容等については協議させていただく。

◆ 斐伊川河川整備計画と湖岸堤整備箇所

○ 斐伊川水系河川整備計画における整備順序の概略工程表

整備箇所	優先順位	主な整備内容	河川整備計画対象期間	
			短期	中期
ダム・放水路	(1)-①	尾原ダム・志津見ダムの建設 斐伊川放水路及び神戸川の河川整備	完成	
斐伊川 本川	(3)	堤防の整備 支川合流点処理		
	(4)	堤防強化対策		
宍道湖	(3)	湖岸堤防の整備		
大橋川	(2)	狭窄部の拡幅（堤防の整備含む）	設計協議・用地買収・補償工事等	
		堤防の整備（計画高水位まで） 水門等の整備	下流部拡幅工事	上流部拡幅工事
		堤防の整備（計画堤防高まで）		
中海・境水道	(1)-②	湖岸堤防の整備	短期整備箇所 (I)	短中期整備箇所 (II①)
				中期整備箇所 (II②)

※ 堤防の上面が道路として利用される場合には、段階的な堤防整備は実施せず、計画堤防高まで堤防の整備を実施する場合あり
 ※ 放水路への分流の取扱いについては出雲市等と調整

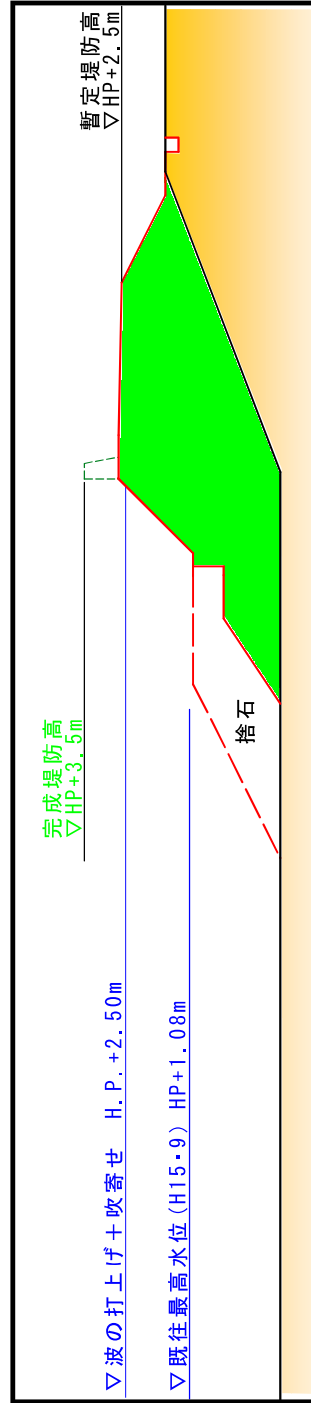
◆河川整備計画(中海湖岸堤)の確認について

○湖岸堤防の整備の優先度の基本的な考え方

優先度	基本的な考え方	延長
短期	湖岸堤高がH.P.+1.44m未満(かつ背後地盤高H.P.+1.44m未満)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(H.P.+1.44m以下の地盤に100人以上居住)箇所※境界水道においては、堤防高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未満(かつ背後地盤高が計画高水位未滿)であり、過去に越水による浸水実績がある若しくは背後資産の価値が極めて高い(計画高水位以下の地盤に100人以上居住)箇所	4.0km (0.0km)
短中期	湖岸堤高がH.P.+2.50m未満(かつ背後地盤高が計画高水位+1.30m未満)であり、背後に家屋等がある箇所 ※境界水道においては、堤防高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未満(かつ背後地盤高が計画高水位未滿)であり、背後に家屋等がある箇所	10.4km (0.3km)
中期	湖岸堤高及び背後地盤高がH.P.+2.50m未満の箇所 ※境界水道においては、堤防高及び背後地盤高が計画高水位又は既往最高水位(波浪を考慮)未滿の箇所	15.4km (0.0km)
全体		29.8km (0.3km)

* ()は境界水道の整備延長

○中海湖岸堤の整備イメージ図(横断面)

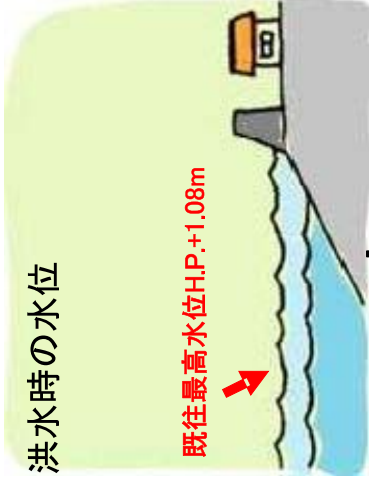


- ※ 詳細な施工延長及び堤防形状については、背後地の土地利用状況、背後地の植生等の生物環境、景観、被害の状況、地域住民等の意見も踏まえ精査
- ※ 漁港施設・港湾施設については、施設管理者と協議の上、構造等を決定
- ※ 承水路等波の影響を受けない箇所については、計画堤防高をH.P.+2.10mとし、完成堤で整備
- ※ 支川の処理については、支川管理者と別途調整

湖岸堤高 H.P.+2.50m の考え方

既往最高水位 (H15年9月) H.P.+1.08mに対し、中海のはん濫注意水位H.P.+0.90m以上で観測された最大風速18.3m/sec (H16.9) により推計される最大の打上高

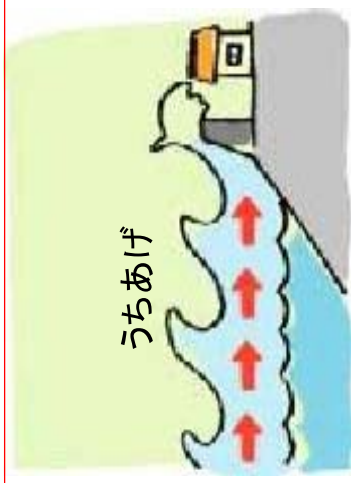
洪水時の水位



+

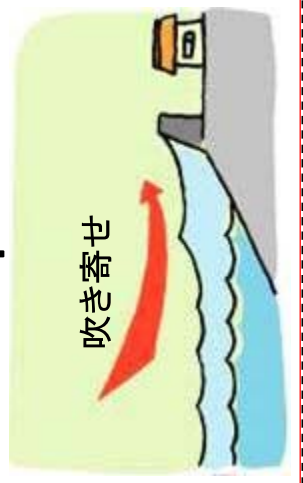
「うちあげ」及び「吹き寄せ」の推計に用いる風は、洪水時における既往最大風速18.3m/s

うちあげ



+

吹き寄せ



河川整備計画(中海湖岸堤)の確認について

区分	番号等	県名	箇所名	延長	優先順位
中海 右岸	(1)	鳥取県	境港市西工業団地(貯木場北)	1,200m	II①
	無堤 (貯木場)		20m	I	
	(2)		境港市西工業団地(貯木場南)	400m	II①
	漁港 (境港市)*		700m	I	
	(1)*		境港市佐斐神町(空港北)	800m	II②
	自衛隊基地 (防衛庁)*		500m	I	
	(3)		米子市葦津(空港南)	500m	II①
	漁港 (米子市)*		100m	II①	
	無堤 (番通河川)		400m	I	
	(2)		米子市旗ヶ崎	30m	I
	(3)*		米子市旗ヶ崎	500m	II②
	港湾 (鳥取県)*		米子市灘町(米子港 野積場)	800m	II②
	(4)*		米子市灘町(米子港 食品団地)	100m	I
	(5)		米子市灘町(米子港 防波堤)	600m	II①
	(6)		米子市内町(ポンプ場前)	40m	II①
(7)	安来市中海町	200m	II①		
(4)	安来市島田町(米子湾側)	400m	II①		
(8)*	安来市島田町(中海側)	2,000m	II②		
(9)	安来港	1,700m	II①		
(5)	安来市東赤江町	200m	II①		
(10)	安来市荒島町	100m	II②		
(6)	東出雲町下意東(東側)	700m	II①		
(7)*	東出雲町下意東(西側)	500m	II②		
(12)*	松江市富士見町(意宇川上流)	100m	II①		
(13)	松江市富士見町(意宇川下流)	100m	II②		
(8)	松江港	1,200m	II①		
(9)*	松江市大井町	1,100m	II①		
(10)	松江市大海崎町(上流)	300m	II②		
(11)	松江市大海崎町(舟溜り)	200m	II②		
(12)	松江市大海崎町(下流)	300m	II②		
国交省 (千拓局)	松江市上宇部尾町、新庄町	1,900m	II①		
国交省 (千拓局)	松江市野原町、長海町	1,500m	I		
(11)	松江市手角町	1,000m	II②		
(12)	松江市美保関町下宇部尾(万原地区)	700m	II②		
(13)	松江市美保関町下宇部尾(湾奥)	1,000m	II②		
(14)*	松江市美保関町下宇部尾(上流)	200m	II②		
(15)	松江市美保関町下宇部尾(下流)	200m	II②		

区分	番号等	県名	箇所名	延長	優先順位
江島	(16)*	島根県	松江市八束町江島(工業団地)	700m	II②
	(17)*		松江市八束町江島(工業団地)	500m	II②
	(18)		松江市八束町江島(江島大橋北)	300m	II②
	(19)		松江市八束町江島(三田川樋門付近)	600m	II②
	(20)*		松江市八束町江島 (浄化センター東 舟溜り)	100m	II②
	(21)		松江市八束町江島 (サンコーポラス付近)	20m	II②
	国交省		松江市八束町江島 (老人集会所付近西側)	200m	I
	(22)*		馬渡漁港	400m	II①
	(23)		松江市八束町遅江(下流)	1,600m	II②
	(14)*		遅江港	600m	II①
大根島	(24)	松江市八束町遅江(上流)	1,100m	II②	
	(25)*	松江市八束町波入	700m	II②	
	(26)*	松江市八束町入江(舟溜り)	400m	II②	
	(27)	松江市八束町入江(西側)	300m	II②	
	(15)*	松江市美保関町福浦	300m	II①	

斐伊川水系河川整備計画より抜粋

* は治水上必要な施設の整備にあたり、施設管理者と調整が必要な箇所